（別紙１）

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年３月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）【新旧対照表】

（変更点は下線部）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 障企発第０３２８００２号 障障発第０３２８００２号 平成１９年３ 月２８日 一部改正 障企発０９２８第２号 障障発０９２８第２号 平成２３年９月２８日 一部改正 障企発０３３０第４号 障障発０３３０第１１号 平成２４年３月３０日 一部改正 障企発０３２９第５号 障障発０３２９第９号 平成２５年３月２９日 一部改正 障企発０３３１第２号障障発０３３１第３号 平成２６年３月３１日 一部改正 各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長 障害福祉課長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第１項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。 本通知の施行に伴い、平成12年３月24日障企第16号・障障第８号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 １．自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について （１）（略） （２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係 介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。 その際、自立支援給付については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。 ①・② （略） ③ 具体的な運用 ②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。 ア・イ （略） ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。 （３）（略） ２．（略）  | 障企発第０３２８００２号 障障発第０３２８００２号 平成１９年３ 月２８日 一部改正 障企発０９２８第２号 障障発０９２８第２号 平成２３年９月２８日 一部改正 障企発０３３０第４号 障障発０３３０第１１号 平成２４年３月３０日 一部改正 障企発０３２９第５号 障障発０３２９第９号 平成２５年３月２９日 一部改正各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長 障害福祉課長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第１項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。 本通知の施行に伴い、平成12年３月24日障企第16号・障障第８号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 １．自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について （１）（略） （２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係 介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。 その際、自立支援給付については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。 ①・② （略） ③ 具体的な運用 ②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。 ア・イ （略） ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。 （３）（略） ２（略）  |